（公認会計士法の一部改正）

第二十二条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第三十四条の十の十第二号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十三条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第三号を次のように改める。

三　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（船主相互保険組合法の一部改正）

第二十四条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号イを次のように改める。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二十五条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

（信用金庫法の一部改正）

第二十六条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の十二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二十七条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第十六条の八第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第二十八条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

（銀行法の一部改正）

第二十九条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1)　心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十二第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第三十条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第一項第九号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二号から第七号までのいずれかに該当する者

第六条第一項第十号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第二号から第七号までのいずれかに該当する者

第二十四条の二十七第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十四条の二十九第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。